

保険証廃止などマイナンバーを巡る現状と問題点

東京税財政研究センター権利研究会
会員 樋山 実

§ はじめに

新型コロナウイルス対策が不透明なまま新年をむかえることになりました。また、国内外での多くの課題も山積し、厳しい年を予感させます。様々な課題のうち、デジタル社会に向けた取り組みもそのひとつと言えます。2016年から政府が提唱しているSociety5.0では、スマートシティ構想やデジタルトランスフォーメーション(DX)など、デジタル化の取り組みを進めています。税務分野でも、公的個人認証や電子申告、電子帳簿保存法などの対応も進めています。一方で、行政におけるデジタル化対応の遅れを指摘する声は多く聞かれます。国は一昨年9月にデジタル庁をスタートさせ、「デジタル田園都市国家構想」をかかげ、地方からのデジタル社会推進などデジタル化の取り組みの強化を示しています。そして、デジタル社会のインフラのひとつとしてマイナンバー制度も構築され、昨年発表された「デジタル田園都市国家構想基本方針」でも「デジタル社会のパスポート」として、マイナンバーカードの普及推進・利用拡大を謳っています。しかし、マイナンバー制度やマイナンバーカード普及に向けた取り組みには懸念や課題が多く存在しており、このことから国のデジタル化に対する姿勢が見えてくるものがあります。

§ マイナンバー制度、 マイナンバーカードの現状

昨年10月13日、河野太郎デジタル相が記者会見で「2024年度秋に現在の健康保険証の

廃止を目指す」としてマイナンバーカードに健康保険証の機能を付加して、マイナンバーカード保持の事実上の義務化へ踏み出すことを発表しました。国の筋書き通りに進まないマイナンバーカード普及に向けた動きと言えます。

マイナンバー制度の現状

マイナンバーをもとに、行政機関では各種情報を連携して利用できることになっています。情報提供ネットワークシステムを通じ、各種行政情報を中間サーバーを用いて、国と自治体や自治体間での情報連携を行っています。マイナンバー制度発足時には853の事務で運用されていましたが、現在では2000を超える事務で運用されています。また戸籍情報と連携し戸籍附票での運用が準備されています。

マイナンバーカードの現状

交付状況

総務省は11月末時点でマイナンバーカードの全国での交付枚数が67,846,028枚となり、人口に対する交付枚数率が53.9%になったと発表しました。国が目指すほぼ国民への交付には及びませんが、ポイント付与キャンペーンや紙の健康保険証廃止発言などが影響していることは確かなようです。総務省の発表した交付状況について年代別で比較分析してみると次のようになります。

交付枚数上位(枚)

| | | |
|----|------|-----------|
| 1位 | 70歳代 | 9,606,849 |
| 2位 | 50歳代 | 9,493,948 |
| 3位 | 40歳代 | 9,318,568 |

人口に対する交付枚数率上位(%)

| | | |
|----|------|------|
| 1位 | 60歳代 | 59.7 |
| 2位 | 70歳代 | 59.0 |
| 3位 | 30歳代 | 55.9 |

交付枚数全体割合上位(%)

| | | |
|----|------|------|
| 1位 | 70歳代 | 14.2 |
| 2位 | 50歳代 | 14.0 |

3位 40歳代 13.7

この数字からは、全体として70歳代にマイナンバーカード取得傾向が高く、人口に対する交付枚数率でも60歳代、70歳代の高齢者が多いことがわかります。あくまでも私見ですが、身分証明書としての活用を考えているように思えます。また、30歳代の交付枚数率はポイントキャンペーンの効果が反映されていること、実際にカードの必要性が少ないと思われる10歳未満の交付枚数率は43.9%とあり、30歳代世代の子どもたちが家族として申請していると推測されます。ポイントキャンペーンが未成年者も付与対象となっていることからでしょうか。因みに総務省が発表している交付状況ですが交付枚数は月ごとに計上されていますが、交付率の母数となっている人口は令和4年4月1日となっています。交付枚数は単なる累計で、亡くなった方や転出した方、紛失、失効者などの数字は考慮されていないということで、数値の大きなズレはないかも知れませんが、交付枚数率は正確なものとは言えないようです。

健康保険証のマイナンバーカード一体化

マイナンバーカードに健康保険証の機能を追加することについては、マイナンバーカード推進のロードマップで予定されていて、令和2年6月に設置した「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の工程表にも記載されています。しかし、2024年秋に現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへ一体化するという事は示されていませんでした。国は2023年度末までに、国民のほぼ全員がマイナンバーカードを取得すること、同じく2023年度末には、ほぼ全国の医療機関がマイナンバーカード対応となることを想定していますが、どちらも現状は追いついていません。現場の担当者からは、2024年秋の現行保険証のマイナンバーカード一体化

の実現は厳しいものという声が聞こえてきます。

§ マイナンバー制度・

マイナンバーカードの問題点

マイナンバー制度が、国民に対して十分な理解や納得が得られないまま進められていることに問題があります。マイナンバーは行政機関内部にとどまらずに、その利活用として広く民間に開放し、API（アプリケーション・プログラミング・インタフェース）利用の促進として民間と行政機関との相互連携を目指しています。民間事業者などには守秘義務など課すとしても、行政機関の保有する個人情報保護が民間との情報連携によって、個人情報の保護や自己情報コントロール権が担保されない危険性があります。デジタル庁はQ&Aで「マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。」としながらも「手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続きについては、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。」といった無責任な回答をしています。また、「マイナンバーカードは持ち歩いて使ってください。」とまで回答し「マイナンバーは他人に見せず大切に保管する」としていた考えを完全に変わっています。マイナンバーカードの紛失時などの対応や、マイナンバーカードの再交付に要する時間なども、今後検討するとして具体的なものも示せていません。顔写真付のIDカードを、多目的に使わせることの危険性についても、システムの安全性を強調するだけで配慮がありません。また、マイナンバーカードの有効期間満了にとまなう更新時には無料としているものの、紛失の場合は1000円の負担が発生しますが、現行

の健康保険証では不必要なことです。国民健康保険の担当者によれば、現行の保険証とマイナンバーカードは当面併用することになるということでした。また何よりも、全国民が持っている健康保険証を廃止してマイナンバーカード一体化とすることは、事実上すべての国民に持たせることになり、マイナンバー法第十六条の二にある本人の申請に基づき発行するという規定に反することになります。また、国による地方自治体への圧力ともとれる、「地方交付税の普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定」に、マイナンバーカードの交付率を反映させることの検討が始まっています。

§ おわりに

デジタル社会のインフラのひとつとしてマイナンバー制度は位置づけられていますが、マイナンバーカードやマイナポータルの課題や問題点に向き合わないまま進めている国の姿勢は、デジタルデバインドなどを生むこととなり、地球規模で取組んでいるSDGsの精神にも逆行することになります。